

第4回漁業特定技能協議会・漁業分科会
(議事概要)

1. 日 時：令和4年9月8日(木) 13:30～15:20
2. 場 所：大日本水産会 大会議室
3. 出席者：

【漁業分科会構成員】

全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
全国漁業協同組合連合会 漁政部次長	三次 亮
一般社団法人全国いか釣り漁業協会 会長	中津 達也
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 専務理事	納富 善裕
一般社団法人日本定置漁業協会 嘱託	木村 秀二
一般社団法人全国まき網漁業協会 専務理事	武井 篤
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 業務課長	筆谷 拓郎
全国さんま棒受網漁業協同組合 専務理事	大石 浩平
全国かじき等流網漁業協議会 専務理事	犬束 直哉

国土交通省 海事局 船員政策課 専門官	中村 一
水産庁 漁政部 企画課 課長補佐	西田 貴亮
新規就業専門官	松村 貴子
企画官	青木 滋
安全指導係	酒井 峻汰
増殖推進部 栽培養殖課 養殖計画係長	小川 大樹

【事務局】

一般社団法人 大日本水産会 参与	木上 正士
事業部業務課課長	茅野 直登
事業部業務課兼海事課 係長	甲斐 将大

4. 議事要旨

分科会会長の大日本水産会松本事業部長が欠席のため、副会長である全日本海員組合高橋水産局長が会長代理として議事進行を実施。

議事1. 漁業特定技能協議会運営要領及び漁業協議会構成員資格取扱要領の改正について

水産庁より、協議会における派遣事業者の取扱い、構成員の除名規定新設のための要領等の改正案を説明し、漁業分科会として内容を確認した。なお、資料1 - 3については、協議会で最終決定することで合意した。

(資料1-1~5 派遣規定)

- ・派遣元を1号構成員とし、派遣先を1号副構成員として協議会の関連規定に位置付け。
- ・1号副構成員の要件は、協議会が定めた制約事項を遵守すること、1号構成員から適正な労働者派遣を受けようとしていることの2点。

(資料1-6~7 除名規定)

- ・資格停止及び現状想定していない事例が発生した際に協議会の決議により除名することができるよう規定を整備。

《質疑》

- ・資料1-3 第3条2 派遣については、派遣元が協議会加入の申請を行うため、派遣先漁業者側は申請手続きがないという理解で良いか。

→その通り。

- ・資料1-1 派遣事業者の要件に記載されている「② ①資本金の過半数を出資していること」とはどのようなものが想定されるのか。③はどのような組織か。

→②は漁協の子会社等を想定。③は項目を置いてはいるが実態としては①②でカバー出来るものと考えている。

- ・この文章では人材派遣会社が漁業関係者を役員に招き入れたら派遣が可能ということになる。大手派遣会社が、漁業関係者を役員に入れて参入してきた場合どうなるのか。

→特定技能外国人に関する派遣事業を実施する際には、法務省から水産庁に事前に協議が行われる。仮に問題があった場合、そこで認められなければ特定技能外国人に関する派遣事業を実施することは出来ない。規定には最低限の要件を記載している。

- ・何故派遣が必要なのか議論が行われていない。船員法適用船で派遣が可能なのか。

→船員法適用船は現時点で雇用期間に上限がある特定技能の派遣自体が認められていない。労働基準法適用船は厚生労働省の派遣事業に関する許可を受けることで実施が可能になる。

- ・労働者の供給契約とは、歴史的に見て、強制労働（労働者の供給事業を行う者の意思によって、労働者の自由意思を無視して労働させる）や、中間搾取（支配従属関係を利用して労働者に帰属すべき賃金をはねる）の弊害があると指摘され、禁止されてきたものである。労務供給の一形態である派遣とは、派遣元と労働者との間で必ず雇用契約を結ばせ、派遣事業を適正に運営できる能力を有する事業者のみが、国の許可を受けて、労働者を派遣できるよう合法化したものである。例えば、3ヶ月の漁期を終えたので、次は、貴方のところで、この子（外国人）を使ってやってくれというのは労務供給に当たるおそれがある。外国人が、自らの自由意思に従い、漁業者と雇用契約を直接結ぶか、職業安定事業者を介して外国人の斡旋を受けるような仕組みを考えた方がよいのではないか。

→特定技能は、労働組合の組合員であれば、船員法、労基法とも、労働協約は日本人と同じものが適用される。法律上、労働協約は雇用条件書や就業規則よりも優先され、外国人の

み労働条件を引き下げる等の行為は法律違反となる。既に日本人に労働協約が適用されている場合は必然的に特定技能外国人にも適用になるので注意頂きたい。既に指摘を受けた会社が3社ある。特定技能雇用契約と労働者派遣契約を審査する機関がないことから、人権侵害等のトラブルになる懸念がある。

- ・（資料1－1 派遣事業者の要件について）いか釣り協会傘下の会員で、いか釣り漁業のほかにいろいろな事業を行っている者がいる。こういう者が派遣事業を行うとなった場合、当協会の定款上、指導ができないものとする。

→当該会員の派遣事業に対する指導ではなく、協議会で決定したルールを順守することについての周知・指導と理解頂きたい。

- ・派遣の違法行為が発生した場合の対応はどうなるのか。

→派遣事業に係る指導取締の権限を持つ所管官庁に通報することとなる。労基法に関する事案であれば労働基準監督署ということになる。

- ・船員法で派遣が認められていない理由は何か。

→船員職業安定法において、雇用の期間に定められていない場合に派遣が認められているが、特定技能は雇用期間が定められているため、その要件が満たされていない。

- ・派遣では、特定技能外国人を受け入れる派遣元はもとより、派遣先の漁業者に対しても、派遣法令により、適切な措置を講ずることが求められるし、他の労働法令の規定も、派遣先に適用されるものと、派遣元に適用されるものに別れており、派遣労働者の雇用管理は複雑で難しいものとなっているので、派遣先もまた、制度を正しく理解することが必要である。そういった目線で、1号副構成員（派遣先）の資格を見てみると、誓約書の遵守や、適正な労働者派遣を受けるといった、いわば法令遵守を求めているものの、法令では求められない、協議会独自の要件が弱いように思われる。例えば、1号副構成員（派遣先）には、外国人受入れに対する正しい理解を求めていることや、また、2号構成員に「所属」しなくてもよいので、協議会で協議が調った措置を遵守させる際、団体が会員に対してグリップ（内部統制・ガバナンス）を効かせて守らせるといったことが難しいのではないかと感じる。

→農業で実際に派遣を行っている者から、今回漁業でも派遣したいとして、協議会加入の申請が行われている。国交省コメントのとおり協議会決定事項、分科会決定事項を遵守させる措置が必要。

- ・資料1－3 第3条2 派遣については、派遣元が協議会加入の申請を行うため、派遣先漁業者側には申請手続きが必要ないとすれば、漁業特定技能協議会の決定事項等漁業分野における専門的なルールが損なわれる恐れがある。派遣と職業紹介の差はあるが、漁業関係以外の組織が参入する点で、養殖業技能実習制度と似通っている部分がある。技能実習では、監理団体（事業協同組合）に対し、官労使で約10年間かけて指導をして現在がある。漁業者に不利益が生じることのないように制度設計が必要である。

- ・特定技能は日本人と同等とのことだが、派遣の場合は派遣会社の規則に基づくことになる。直接雇用の漁業者と派遣の漁業者がいた場合に賃金差がある場合はどのようなになるのか。
 - 派遣先と差別があってはいけない。
 - 農業関係の同様の事例を調べてみたい。

議事 2. 漁業分科会決定事項及び申し合わせの一部改正について

事務局より資料 2-1、2-2 の修正案について説明を行い、提案資料のとおり協議が整った。

(資料 2-1 特定技能外国人の安全性の確保)

- ・意味が通じる文章に修正。

(資料 2-2 外国人材の配乗人数に係る申し合わせ)

- ・特定技能 2 号の検討が開始されていることから、現時点の配乗申し合わせは特定 1 号に限定して協議が行われた旨、注意書きを記載。

特に意見なし。

議事 3. 協議会決定事項の遵守について

事務局より、7 月 28 日に実施した漁業分科会において協議が整った事項についての再周知、日本人の人数を上回る外国人が配乗する場合の理由書（案）について説明。

《質疑》

- ・理由書①～③は全て満たす必要があるのか。
 - 満たす必要がある。ただ、一般的なことを記載頂ければ満たすことが可能と考える。
- ・特定技能試験合格者だが実際の実務経験はないというような人が来ることも想定され、漁業者の負担が増える可能性もある。そのため、最低限このような内容は記載する必要がある。
- ・この理由書により、どのように審査するのか。
 - 日本人確保の取り組み、配乗割合の改善案を確認して判断することになる。

議事 4. その他

- ・運輸局での雇入れ手続きの際、特定技能外国人や技能実習生を、漁撈作業以外に従事させたいと持ってくる受入れ機関が増えている。その都度、入管法上の資格外活動に当たる旨を指導しているが、そもそも、受入れ機関が制度を正しく理解していれば、このようなこ

とにならないため、外国人が従事できる業務の範囲を改めて周知頂いた方が良いかと思う。

→改めて各地で制度説明を実施することを考えている。

- ・一人乗り漁船での海中転落が海難事故に占める割合が平成 30 年では 57.4%だったものが令和 3 年では 63%になっている。一人乗り漁船は事故が多いということを認識頂きたい。

以上